

て美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區四小區内の九番組に入りたるの外は、大字大苗代に同じ。

大字	苗代	石高	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口		町村制施行		町村制施行		大正元年正月末日現在人口		大正九年十月二日國勢調査の人口	
			有租地	反別	當時の人口	反別	當時の人口	反別	當時の人口	反別	當時の人口			
大	苗	代	五〇六・六〇〇	三〇・三二二	二四四	七・五〇七	二二〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
市	場		九七・三三〇	八・八四三	八六六	一七・三二九	九四八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
牧	野		一、〇〇〇・四七〇	七・九一七	四三	一〇・六三三	五四二	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	
岡	中		八〇・一九五	七・五三七	七〇二	一五・九二六	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	
計			三、〇〇六・八〇〇	三三・七九六	三、〇〇〇	三三・五〇七	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	

第二十九項 西信達村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、岡田村・北野村・中小路村の三ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊信達莊の西部に位置せるに依り、其の意を探りて西信達村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて日根郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日泉南郡に屬す。

第三篇 岡郡市町村志 第三章 和泉國 第三節 泉南郡 西信達村 九六三

大阪府全志

大阪府全志

九六四

大字岡田

本地は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にして岡田村と稱す。字地に陸方・浦方といへるあり、和泉志村里の條に「岡田屬邑二」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。紀州街道は中央を貫き、岡田川は東北を流れ、海濱は岡田浦なり。古來一個の港にして、四國南海往來船舶の碇泊する所なりしが、今は一帶の長汀にして別に港らしきものなく、岡田川の海に注げるの邊に舟を繋げるを見る、思ふに地形に變化ありしものならん。然れども尙此の附近に於ける小繁昌の所なり。

里外神社は東方字宮脇にあり、素盞鳴命を祀れり。社記に依れば、もと吳服神社と稱し、西方七八町なる今の氏松の邊にありしが、同社地より靈火ありて東に飛び老松に留まるを例としければ、人以て奇異の思を爲せしに、偶後鳥羽院熊野御幸の途次此の事を耳にし、靈火の留まる老松の邊を調べしめ給ひしに、偶然一個の靈劔を發見しければ、其の靈劔を神體と爲して其の地に神殿を建て、素盞鳴命を勧請し、岡田の部落外なるを以て里外神社と名づけしめ給ひしもの即ち當社にして、社側の蝶淵は同院の厩戸王子に御駐輦のとき、里民此の池に蝶の游泳せるを認め、捕へて獻上せしに殊の外満足に思召されて、池に此の名を命じ給ひしといふ。靈火の留まりしと傳ふる老松は其の後久く存し、周圍參丈にも餘れる巨木なりしが、先年落雷の爲めに枯死して今はなし。明治五年村社に列し、同四十年

岡田浦

里外神社

一月神饗幣帛料供進社に指定せられ、同四十一年十二月二十六日古苗代の村社岡田神社(大早)・字下井の同大浦神社(命)・無格社琴平神社(不詳)・字正法寺の同幡守神社(不詳)を合祀せり。合祀社中の大浦神社は、元和元年榎井川の戦に淡輪六郎出征の途當地吉左衛門の宅に一泊し、豫め戦の不利に終るべきを察し、其の守護神として膚を離さざりし蛭子神を預け置きしに、果して戦死を遂げしかば、社殿を建て、其の尊像を祀りしものなりといふ。境内は八百五拾八坪を有し、本殿・拜殿・社務所等を存す。松樹鬱蒼として社頭を蔽ひ、一基の古石燈には延慶三年庚戌年玉田刑部太夫と刻せり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十一日なり。

西光寺

西光寺は字浦方にあり、日根山岡田院 號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開創の年月は詳ならず。もと眞言宗なりしが、永祿二年攝州天満の藤本右衛門尉元信なるもの本願寺顯如法主に歸依して了教と法號し、當寺に入りて眞宗に轉じ、今の寺名に改む。天正八年七月顯如上人の石山御坊を退きて紀の雜賀に赴きし時、當寺に立寄りれしといふ。今に同上人の九字・十字の名號を存す。爾來法燈連綿として今に及べり。境内は四百九拾八坪を有し、本堂・庫裏・玄關・茶所・長屋・鐘樓・土藏・門を存す。鐘樓の傍に五尺許の自然石あり、表面に五ヶの梵字を刻し、裏面の中央に「神龜天皇勅願」と題し、其の下に「岡田豐葦原院」、右側に「天平十三辛巳」、左側に「産寺永仁四年樹之」と刻せり。

明覺寺

明覺寺は同字にあり、龍雲山無量院と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永祿三年

第三節 國郡市町村志 第三章 和泉國 第三節 泉南郡 西信達村 九六五

(1560年)

大阪府全志

1578 南基法西 九六六

四月僧立法の開創なり。もと眞言宗なりしが、天正六年轉宗せり。境内は參百拾坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・太鼓堂・茶所・長屋・土藏・門を存す。

安樂寺

安樂寺は同字にあり、金澤山龍華院と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。萬治三年十二月僧西善の開創なり。境内は參百貳拾六坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・長屋・門を存す。

淨泉寺

淨泉寺は字陸方にあり、光明山大覺院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正六年正月僧淨泉の開創なり。境内は壹百拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に藥師堂あり。

長安寺

長安寺は同字にあり、廣榮山正覺院と號し、日蓮宗妙光寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。天正五年日近上人の開基なり。境内は貳百六拾參坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に妙見堂あり。

氏松

氏松は西方街道の側なる吳服神社の舊地にあり、周圍壹丈參四尺の老樹にして、偃蹇盤舞せり。樹は佐野の帆下松・北出の顯如松等と共に其の名の世に聞えしものなりしが、今に残れるは此の氏松のみなりといふ。其の傍に鏡塚ありしも、今は跡せられてなし。又南方に道塚あり、西南に大塚あり。

古塚

大塚は拾坪許、道塚は俗に「オコリ山」と呼びて參拾坪許の封土なり。

本地は元和五年より松平周防守の領地たりしが、寛永十七年岡部内膳正の領地となり、同氏世襲して美濃守長職に至り、明治二年六月上地せり、依て岸和田藩の支配に移り、同四年七月十四日岸和田縣に改まり、同年十一月二十二日堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月

和泉國第二十三區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まり、同年四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日岸和田郡役所部内となり、同月二十三日第六聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に轉じ、翌三月五日聯合を離れて一村獨立し、同十七年七月一日第三十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 北野

本地は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にして北野村と稱す。

勝樂寺は字正法寺にあり、藥尾山と號し、淨土宗大光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百八拾參坪を有し、本堂・庫裏・門長屋を存す。外に藥師堂あり。

本地は寛永十七年より岡部美濃守の領地たりしが、寛文二年岡部數馬の領地に換り、享保五年徳川氏代官の支配に歸し、安永七年牧野備後守の領地に移り、寛政二年再び徳川代官の支配に歸し、文化十三年岡部筑前守の預所となり、文久元年久世大和守の領地に轉じ、同二年再び徳川代官の支配に歸し、慶應元年更に京都守護職松平肥後守容保の役知に移り、明治元年の初め新に御料となりて、岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締となり、同年七月二十三日堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及

第三篇 國都市町村志

第三章 和泉國

第三節 泉南郡 四信達村

九六七

大阪府全志

九六八

ひ區畫の變遷は、大字岡田と同じ。

大字 中小路

本地は古來日根郡に屬し、もと信達莊の内にして中小路村なこうちと稱す。

道正寺は字道正寺にあり、日根山光明院と號し、淨土宗大光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾四坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に觀音堂あり。

南海寺は字遠通寺にあり、月星山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。

厩戸王子社の址は字筆王子にあり。其の地は本地の東端にして、信達宿の内なる北信達村大字大苗代の北端に接すれば、厩戸御所の名と同く宿場の厩舎に因みて名づけられたる社名ならんか。王子記に「馬戸王子、或云馬留王子」と見え、御幸記に「騎馬競出、先參厩戸王子」と見え、後筆王子と呼び來りしが、明治四十年十二月九日北信達村大字大苗代の一岡神社に合祀せられて今はなし。

本地は寛永十七年より岡部内膳正の領地たりしが、寛文二年岡部數馬の領地に換り、享保五年徳川氏代官の支配に歸し、安永七年牧野備後守の領地に轉じ、天明二年田沼玄蕃頭の領地に移り、同七年再び徳川代官の支配に歸し、文化十三年岡部美濃守の預所に換り、天保八年遠藤但馬守の預所に屬し、

道正寺

南海寺

厩戸王子の
址